

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令案要綱

第一 施行者

一 市町村長は、事業計画を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならないものとする。こと。
(第一条関係)

二 市町村長は、施行マンションの名称等を表示する図書の送付を受けたときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨並びに縦覧の場所及び時間を公告しなければならないものとする。こと。

(第二条及び第十五条関係)

三 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、そのうちから代表者一人を選任して、その者の氏名等をマンション建替組合(以下「組合」という。)に通知しなければならないものとする。こと。

(第三条関係)

四 組合の理事等の解任の請求は、解任請求代表者があらかじめ署名の場所及び日時を定めて組合員から署名の収集を行い、署名をした者の数が組合員の三分の一の数以上の数となったときに、解任請求書を組合に提出してするものとし、組合の理事等の解任の投票は、解任請求書の提出があつた日から二週間

以内に、あらかじめ組合が公告した解任の投票の場所及び日時において、組合員が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してするものとする。こと。
(第四条から第十二条まで関係)

五 定款の変更に關する特別議決事項として、施行マンションの変更、参加組合員に關する事項の変更等を定めるものとする。こと。
(第十三条関係)

六 審査委員に關し、欠格事由、失職事由等を定めるものとする。こと。
(第十四条及び第十六条関係)

第二 マンション建替事業及びその監督

一 差押えに係る施行マンションの区分所有権等について権利変換手続開始の登記がされたとき等の施行者から配当機関に対する通知に關し、所要の規定を設けるとともに、当該権利に係る補償金の裁判所以外の配当機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に關し国税徴収法の特例等を定めるものとする。こと。
(第十七条から第二十一条まで関係)

二 施行再建マンションの区分所有権の価額は、マンション建替事業に要した費用の額を当該区分所有権に係る施行再建マンションの専有部分の床面積等に応じて按分した額を償い、かつ、近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の価額の見込額を超えない範囲内の額とし

、施行再建マンションの敷地利用権の価額は、近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の見込額とし、施行再建マンションの部分の家賃の額は、標準家賃の概算額に、当該施行再建マンションの部分に借家権を与えられることとなる者が従前施行マンションについて有していた借家権の価額を考慮して必要な補正を行った額とする。(第二十二条関係)

三 施行者は、管理規約を定めようとするときは、管理規約を二週間公衆の縦覧に供しなければならないものとともに、施行再建マンションの区分所有権を有する者等は、縦覧期間中に、管理規約について施行者に意見書を提出することができるものとする。(第二十三条及び第二十四条関係)

四 書類の送付に代わる公告は、官報等に掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を施行マンションの敷地等の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならないものとする。

(第二十五条関係)

五 都道府県知事の行う組合の理事等の解任の投票は、組合員の申出があった日から二週間以内に、組合の行う理事等の解任の投票の手續に準じて行わなければならないものとする。(第二十六条関係)

第三 賃借人の居住の安定の確保に関する措置

一 賃借人代替住宅として定められた公営住宅の家賃を減額する額は、当該公営住宅の家賃の額からその認定賃借人が従前賃借していた認定賃貸住戸の家賃の額を控除した額に、当該公営住宅における入居期間の区分に応じて定める率を乗じた額とすること。
(第二十七条関係)

二 市町村借上住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の市町村に対する補助金の額は、入居者の所得に応じて、その減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から入居者の所得等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一又は三分の一を乗じて得た額とすること。
(第二十八条関係)

三 移転料の支払に要する費用に係る国の市町村に対する補助金の額は、移転料の支払に要する費用に対して市町村が補助する額(移転料の支払に要する費用の三分の二に相当する額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とすること。
(第二十九条関係)

第四 雑則

大都市等の特例等について所要の規定を設けるものとする。 (第三十条から第三十二条まで関係)

第五 附則

一 この政令は、平成十四年十二月十八日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他関係政令の一部改正を行うものとする。

(附則第二条及び附則第三条関係)

政令第 号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令

内閣は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第十四条第三項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項（同法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項、第三十七条第三項、第四十九条第三項（同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第七十八条第六項、第八十四条、第九十四条第一項、第九十六条第一項、第一百八条第二項、第二百一十一条第三項、第二百二十三条第二項、第二百二十八条及び第二百二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 施行者

第一節 マンション建替組合（第一条、第十四条）

第二節 個人施行者（第十五条、第十六条）

第二章 マンション建替事業及びその監督（第十七条、第二十六条）

第三章 賃借人の居住の安定の確保に関する措置（第二十七条・第二十九条）

第四章 雑則（第三十条・第三十二条）

附則

第一章 施行者

第一節 マンション建替組合

（事業計画の縦覧についての公告）

第一条 市町村長は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

（施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧）

第二条 市町村長は、法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨並びに縦覧の場所及び時間を公告しなければならない。

(代表者の選任等)

第三条 法第十六条第二項の規定により一人の組合員とみなされる者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション建替組合（以下「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(解任請求代表者証明書の交付)

第四条 法第二十三条第一項（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合の理事若しくは監事又は総代の解任を請求しようとする組合員の代表者（以下「解任請求代表者」という。）は、次に掲げる事項を記載した解任請求書を添え、当該組合に対し、文書をもって解任請求代表者証明書の交付を請求しなければならない。

一 その解任を請求しようとする理事若しくは監事又は総代の氏名

二 解任の請求の理由

三 解任請求代表者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 前項の請求があつたときは、当該組合は、解任請求代表者が組合員名簿に記載された組合員であることを確認した上、直ちに、これに解任請求代表者証明書を交付し、かつ、当該確認の日の翌日にその旨を公告するとともに、当該組合の主たる事務所の所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 組合は、前項の規定による公告の際、併せて組合員（当該公告の日の前日現在における組合員名簿に記載された者をいう。次条第一項において同じ。）の三分の一の数を公告しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定による通知があつたときは、直ちに、次条第一項の規定による署名の収集の際に立ち会わせるためその職員のうちから立会人を指名し、これを解任請求代表者及び組合に通知しなければならない。

（署名の収集）

第五条 解任請求代表者は、あらかじめ、署名の場所及び前条第二項の公告があつた日から二週間を超えない範囲内において日時を定めて、署名簿に解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写

しを添え、組合員に対し、署名簿に署名及び押印をすることを求めなければならない。

2 解任請求代表者は、前項の場所及び日時を定めるときは、当該署名の日の初日の少なくとも二日前に署名立会人（前条第四項の規定により指名された立会人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

3 署名をしようとする者は、組合員名簿（前条第三項に規定する組合員名簿をいう。次項において同じ。）

（に記載された者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けた上、署名簿に署名及び押印をするものとする。

4 前項の場合において、署名をしようとする者が法人であるときは、その指定する者が署名及び押印をし、かつ、当該法人が組合員名簿に記載された者であるかどうか並びに当該署名及び押印をする者が当該法人の指定する者であるかどうかについて署名立会人の確認を受けるものとする。

（解任請求書の提出）

第六条 解任請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第四条第三項の規定により公告された数以上の数となったときは、当該署名の日の末日から五日以内に、署名立会人の証明を経た署名簿を添えて、解任請求書を組合に提出しなければならない。

2 前項の署名立会人の証明は、署名簿の末尾にその旨を記載した上、署名及び押印をすることによって行うものとする。

(解任の投票)

第七条 法第二十三条第二項(法第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票(以下この節(第十二条を除く。)において単に「解任の投票」という。)は、前条第一項の規定による解任請求書の提出があった日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の場合において、組合は、解任の投票の場所及び日時を定め、これらの事項を、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の氏名及び解任の請求の理由の要旨とともに、解任の投票の日の少なくとも五日前に公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告をしたときは、直ちに、組合員(当該公告の日現在における組合員名簿に記載された者をいう。次項、次条第一項から第三項まで、第六項及び第十一项並びに第十一条第一項において同じ。)のうちから本人の承諾を得て、解任の投票の立会人一人を選任しなければならない。

4 解任請求代表者は、第二項の公告があつたときは、直ちに、組合員のうちから本人の承諾を得て、解任の投票の立会人一人を組合に届け出なければならない。

(投票)

第八条 解任の投票における投票は、組合員が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してするものとする。

2 組合員が法人であるときは、その指定する者が投票をするものとする。

3 組合員（法人を除く。以下この項において同じ。）は、代理人により投票をすることができる。この場合において、代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

4 前二項の場合において、法人の指定する者又は代理人は、それぞれ投票の際その権限を証する書面を組合に提出しなければならない。

5 投票は、一人一票とし、無記名により行う。

6 投票用紙は、解任の投票の当日、解任の投票の場所において組合員に交付するものとする。

7 組合員名簿（前条第三項に規定する組合員名簿をいう。以下この項において同じ。）に記載されていない

い者及び組合員名簿に記載された者であっても解任の投票の当日組合員でない者は、投票をすることができない。

8 投票をしようとする者が明らかに本人でないと認められるときは、理事長は、その投票を拒否しなければならない。

9 前二項の場合において、理事長が投票を拒否しようとするときは、あらかじめ、投票立会人（前条第三項の規定により選任された立会人及び同条第四項の規定により届け出られた立会人をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

10 理事長は、投票立会人の立会いの下に投票を点検し、同意又は不同意の別に有効投票数を計算しなければならない。

11 前項の場合においては、理事長は、投票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定するものとする。その決定に当たっては、次項の規定により無効とされるものを除き、その投票をした組合員の意思が明らかであれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

12 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
- 二 同意又は不同意の旨以外の事項を記載したもの
- 三 同意又は不同意の旨の記載のないもの
- 四 同意又は不同意の旨を確認することが困難なもの

(解任の投票の結果の公告)

第九条 組合は、解任の投票の結果が判明したときは、直ちに、これを公告しなければならない。

2 組合の理事若しくは監事又は総代は、解任の投票において過半数の同意があつたときは、前項の公告があつた日にその地位を失う。

(解任投票録)

第十条 理事長は、解任投票録を作り、解任の投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 解任投票録は、組合において、その解任を請求された理事若しくは監事又は総代の任期中保存しなければならない。

(解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関する異議の申出)

第十一条 組合員は、解任の投票又は解任の投票の結果の効力に関し異議があるときは、第九条第一項の公告があつた日から二週間以内に、組合に対し、文書をもって異議を申し出ることができる。

2 組合は、前項の異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から二週間以内に、異議に対する決定をしなければならない。この場合において、当該決定は、文書によって行い、理由を付して申出人に交付するとともに、その要旨を公告しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による異議の申出があつた場合において、解任の投票に関する規定に違反するところがあるときは、投票の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その解任の投票の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

(解任請求の禁止期間)

第十二条 法第二十三条第一項 (法第三十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の請求は、その就任の日から六月間及び法第二十三条第二項 (法第三十条第三項において準用する場合を含む。) 又は法第九十八条第六項の規定によるその解任の投票の日か

ら六月間は、することができない。

(定款の変更に関する特別議決事項)

第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重要な事項は、定款の変更のうち、次に掲げるものとする。

一 施行マンションの変更

二 参加組合員に関する事項の変更

三 事業に要する経費の分担に関する事項の変更

四 総代会の新設又は廃止

(組合に置かれる審査委員)

第十四条 次に掲げる者は、組合に置かれる審査委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 審査委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

3 組合は、審査委員が次の各号のいずれかに該当するときその他審査委員たるに適しないと認めるときは

、総会の議決を経て、その審査委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

第二節 個人施行者

（施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧）

第十五条 第二条の規定は、市町村長が法第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときについて準用する。

（個人施行者の選任する審査委員）

第十六条 第十四条の規定は、個人施行者が選任する審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「総会の議決を経て」とあるのは、「都道府県知事の承認を受けて」と読み替えるものとする。

第二章 マンション建替事業及びその監督

（差押えがある場合の通知）

第十七条 施行者は、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は滞納処分（

国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権（既登記のものに限る。第三項において同じ。）又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権（既登記のものに限る。同項において同じ。）について権利変換手続開始の登記がされたときは、遅滞なく、その旨を当該差押えに係る配当手続を実施すべき機関（以下「配当機関」という。）に通知しなければならない。

2 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について法第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、前項の差押えに係る権利についての関係事項を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

3 第一項の差押えに係る施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権について権利変換手続開始の登記が抹消されたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅滞なく、その旨を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

（補償金の受領の効果）

第十八条 国税徴収法第一百六条第二項の規定は、法第七十八条第一項の規定により裁判所以外の配当機関

が補償金を受領した場合について準用する。

(債権額の確認方法等)

第十九条 法第七十八条第一項の規定により裁判所以外の配当機関に補償金が払い渡された場合においては、国税徴収法第三百十条第一項中「売却決定の日の前日まで」とあるのは「税務署長が指定した日まで」と、同条第三項中「売却決定の時まで」とあるのは「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第十九条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定により税務署長が指定した日まで」と、同法第三百十一条中「換価財産の買受代金の納付の日から」とあるのは「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第十九条第一項の規定により読み替えられた前条第一項の規定により指定した日から」とする。

2 前項の規定により読み替えられた国税徴収法第三百十条第一項の規定又はその例により日を指定するときは、同法第九十五条第二項及び第九十六条第二項の規定の例により、公告及び催告をしなければならぬ。

(保全差押え等に係る補償金の取扱い)

第二十条 裁判所以外の配当機関は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項、国税徴収法第五十九条第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項の規定による差押えに基づき法第七十八条第一項の規定による補償金の払渡しを受けたときは、当該金銭を配当機関の所在地の供託所に供託するものとする。

（仮差押えの執行に係る権利に対する補償金の払渡し）

第二十一条 法第七十八条第四項において準用する同条第一項の規定により仮差押えの執行に係る権利について補償金を払い渡すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所とする。

（施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定）

第二十二条 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの区分所有権の価額は、同条の規定により確定した費用の額を当該区分所有権に係る施行再建マンションの専有部分の床面積等に応じて国土交通省令で定めるところにより按分した額（以下この項において「費用の按分額」という。）を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日（次項において「基準日」という。）における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の価額の見込額（以下この項に

において「市場価額」という。）を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額が市場価額を超えるときは、市場価額をもつて当該区分所有権の価額とする。

2 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの敷地利用権の価額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込額とする。

3 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの部分の家賃の額は、法第五十八条第一項第九号の標準家賃の概算額に、国土交通省令で定めるところにより、当該施行再建マンションの部分に借家権を与えられることとなる者が従前施行マンションについて有していた借家権の価額を考慮して、必要な補正を行った額とする。

（管理規約の縦覧等）

第二十三条 施行者は、法第九十四条第一項の規定により管理規約を定めようとするときは、当該管理規約を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、施行再建マンションの区分所有権を有する者又は有することとなる者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 施行再建マンションの区分所有権を有する者又は有することとなる者は、縦覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出することができる。

第二十四条 施行者は、法第九十四条第一項の認可を申請しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県知事に提出しなければならない。

(書類の送付に代わる公告)

第二十五条 法第九十六条第一項の規定による公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を施行マンションの敷地又は隣接施行敷地(法第八十条の建築工事の完了の公告の日以後にあつては、施行再建マンションの敷地。次項において同じ。)の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 前項の場合においては、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の所在地の市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の所在地の市町村長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間しなければならぬ。

4 法第九十六条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

(都道府県知事が行う解任の投票)

第二十六条 法第九十八条第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票は、同項に規定する組合員の申出があつた日から二週間以内に行わなければならない。

2 第七条第二項から第四項まで及び第八条から第十一条までの規定は、前項の解任の投票について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条第一項」と、同項、第八条第四項、第九条第一項、第十条第二項並びに第十一条第二項及び第三項中「組合」とあるのは「都道府県知事」と、第七条第三項中「組合は」とあるのは「都道府県知事は」と、同条第四項及び第十一条第一項中「と、第八条第八項から第十一項までの規定及び第十条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事が指名するその職員」と読み替えるものとする。

第三章 賃借人の居住の安定の確保に関する措置

(賃借人代替住宅として定められた公営住宅の家賃の減額)

第二十七条 法第百十八条第二項の規定により同条第一項に規定する公営住宅の家賃を減額する額は、当該公営住宅の家賃の額からその認定賃借人が従前賃借していた認定賃貸住戸の家賃の額を控除した額に、次の表の上欄に掲げる当該公営住宅における入居期間の区分に応じて、それぞれ下欄に定める率を乗じた額とする。

公営住宅における入居期間	率
一年以下の期間	六分の五
一年を超え、二年以下の期間	六分の四
二年を超え、三年以下の期間	六分の三
三年を超え、四年以下の期間	六分の二
四年を超え、五年以下の期間	六分の一

(市町村借上住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助)

第二十八条 法第百二十一条第三項の規定による国の市町村に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

- 一 その所得が国土交通省令で定める基準以下の入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する

費用の額（減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

二 前号に規定する入居者以外の入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に三分の一を乗じて得た額

（移転料の支払に要する費用に係る国の補助）

第二十九条 法第二百二十三条第二項の規定による国の市町村に対する補助金の額は、法第二百二十二条の規定による移転料の支払に要する費用に対して市町村が補助する額（その額が移転料の支払に要する費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

第四章 雑則

（大都市等の特例）

第三十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この

項において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この項において「特例市」という。）において、法第二百二十八条の規定により、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行う事務は、法（第九十七条第一項、第一百一条、第五章及び第二百十六条第三項を除く。）又はこの政令の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

2 前項の規定により指定都市等の長が同項に規定する事務を行う場合においては、法第九条第五項（法第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第五項及び第五十一条第四項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により指定都市等の長が同項に規定する事務を行う場合においては、法第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）中「施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用

する場合を含む。)中「公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要を表示する図書を送付しなければならない」とあるのは「公告しなければならぬ」と、法第十四条第三項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)中「第一項の図書」とあるのは「施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要を表示する図書」と、法第二十五条第一項中「住所を、施行マンションの所在地の市町村長を経由して」とあるのは「住所を」と、法第四十九条第一項(法第五十条第二項において準用する場合を含む。)中「公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を表示する図書を送付しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、法第四十九条第三項(法第五十条第二項において準用する場合を含む。)中「第一項の図書」とあるのは「施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を表示する図書」と、法第五十一条第六項中「定めるところにより、施行マンションの所在地の市町村長を経由して」とあるのは「定めるところにより」とする。

(事務の区分)

第三十一条 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項及び第二十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（国土交通省令への委任）

第三十二条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年十二月十八日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

マンションの建替えの円滑化等に

第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、

関する法律施行令（平成十四年政令第 号）	第四条第四項及び第二十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
----------------------	--

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令（平成十一年政令第百十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人」を「、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五条第一項に規定するマンション建替組合」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百一十条第一号中「及び建築設備」を「、建築設備及び用途」に改め、同条中第六号を第七号とし、

第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 マンション（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に規定するマンションをいう。）の建替えに関すること。

理由

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に伴い、事業計画の縦覧についての公告、マンション建替組合の定款の変更に関する特別議決事項、賃借人代替住宅として定められた公営住宅の家賃の減額等について定める必要があるからである。

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律施行令案新旧対照条文
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令 (略)	事務	政令 (略)	事務
<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）</p>	<p>この政令の規定及びこの政令の規定により読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）</p>	<p>この政令の規定及びこの政令の規定により読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p>
<p>マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）</p>	<p>第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項及び第二十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>		

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令（平成十一年政令第百十七号）（抄）（附則
第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法人税率の特例） 第八条 法第十六条第一項の表の第二号に規定する政令で定める法人は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた同項に規定する地縁による団体、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七条第二項に規定する管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五条第一項に規定するマンション建替組合とする。</p>	<p>（法人税率の特例） 第八条 法第十六条第一項の表の第二号に規定する政令で定める法人は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた同項に規定する地縁による団体、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七条第二項に規定する管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三章に規定する都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する基準並びにその特例措置並びに建築協定に関すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 マンション（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に規定するマンションをいう。）の建替えに関すること。</p> <p>四 略</p>	<p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三章に規定する都市計画区域等における建築物の敷地、構造及び建築設備に関する基準並びにその特例措置並びに建築協定に関すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令案 参照条文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 略

（略）

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 略

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

（略）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一（十五）略

2 略

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）は、第二百五十

二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。)は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) (抄)

(保全差押)

第十六条の四 地方団体の徴収金につき納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免かれ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基き、この法律で準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定(納付若しくは納入の告知、申告、更正又は決定による確定をいう。以下本条において同じ。)後においては当該地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、当該地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる地方団体の徴収金の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分をすることを要すると認める金額(以下本条において「保全差押金額」と

いう。)を決定することができる。この場合においては、徴税吏員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2712 略

国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号) (抄)

(公売公告)

第九十五条 略

2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法をあわせて用いることを妨げない。

(公売の通知)

第九十六条 略

2 税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知れている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第三百三十条第一項(債権現在額申立書の提出)に規定する債権現在額申立書とその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

(買受代金の納付の効果)

第一百六条 略

2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

(債権額の確認方法)

第三百十條 前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

2 略

3 前条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

(配当計算書)

第三百十一條 税務署長は、第二百二十九条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

一 三 略

(保全差押)

第三百十九條 納税義務があると認められる者が不正に国税を免がれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をい、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。)後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をするの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額(以下この条において「保全差押金額」という。)を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

2 11 略

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（差押え又は仮差押えがある場合の措置）

第三十八条 略

2 略

3 第一項各号の一に該当する場合において、次に掲げる国税（納付すべき税額が確定したものを除く。）でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限（課税標準申告書の提出期限を含む。）前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

一 納税義務の成立した国税（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）

二 課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税

三 納税義務の成立した消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項（課税資産の譲渡等）についての中間申告）の規定による申告書に係る消費税

4 略

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（設立の認可）

第九条 略

2、4 略

5 第一項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。
(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があったときは、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないことを認めるときは、この限りでない。

2~5 略

(認可の広告等)

第十四条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 略

3 市町村長は、第三十八条第六項又は第八十一条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(組合員)

第十六条 略

2 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

(役員解任請求)

第二十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもって、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、組合は、直ちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならぬ。

3 略

4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

(理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行マンションの所在地の市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならぬ。

2・3 略

(特別の議決)

第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合(組合の専有部分が存しないものとして算定した施行マンションについての区分所有法第十四条に定める割合をいう。第三項において同じ。)の各四分の三以上で決する。

2・3 略

(総代)

第三十二条 略

2 略

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、総代について準用する。

(定款又は事業計画の変更)

第三十四条 略

- 2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地に存するマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者（新たに施行マンションとなるべきマンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上のマンションごとの建替え合意者）」と、同条第五項中「施行マンション」となるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、同条第十一項中「施行マンション」となるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、同条第二項中「施行マンション」となるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3・4 略

（審査委員）

第三十七条 略

2 略

- 3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（解散）

第三十八条 略

2・4 略

- 5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。
- 6・7 略

(施行の認可)

第四十五条 略

2・3 略

- 4 第九条第五項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。

(施行の認可の広告等)

第四十九条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を表示する図書を送付しなければならない。

2 略

- 3 市町村長は、第五十四条第三項において準用する第一項、第八十一条又は第九十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第五十条 略

- 2 第九条第五項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行マンション」となるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第四十五条第二項及び第三項中「施行マンション」となるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンシ

ヨシ若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもって」と読み替えるものとする。

3 略

(施行者の変動)

第五十一条 略

2・3 略

4 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

5 略

6 個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者に変動を生じたとき(第三項前段に規定する場合を除く。)は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの所在地の市町村長を経由して、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

7・8 略

(審査委員)

第五十二条 略

2 前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(マンション建替事業の廃止及び終了)

第五十四条 略

2 略

3 第九条第五項並びに第四十九条第一項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第二項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第四十九条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

（権利変換計画の内容）

第五十八条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 八 略

九 施行者が施行再建マンションの部分を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

十 十七 略

2・3 略

（施行マンションの区分所有権等の価額の算定基準）

第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十号又は第十一号の価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

（権利変換計画の変更）

第六十六条 第五十七条第一項後段及び第二項から第四項まで並びに前二条の規定は、権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第三項中「権利変換計画」とあるのは「権利変換計画の変更」と、同条第二項中「第六十四条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する同法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

(差押え又は仮差押えがある場合の措置)

第七十八条 差押えに係る権利については、第七十五条の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同条の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならぬ。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2・3 略

4 第一項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金の払渡しに準用する。

5 略

6 第一項又は前二項の規定による補償金の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に関しては、最高裁判所規則で民事執行法(昭和五十四年法律第四号)又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の特例その他必要な事項を、その補償金の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。

(建築工事の完了の公告等)

第八十一条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第七十一条第二項又は第三項の規定により施行再建マンションに関し権利を取得する者に通知しなければならない。

(施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定)

第八十四条 施行者は、マンション建替事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施行再建マンションの区分所有権若

しくは敷地利用権を取得した者又はその借家権を取得した者（施行者の所有する施行再建マンションの部分について第六十条第四項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められたものに限る。）ごとに、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権の価額又は施行者が賃貸する施行再建マンションの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならぬ。

（施行者による管理規約の設定）

第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 略

（書類の送付に代わる公告）

第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（報告、勧告等）

第九十七条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律（第五章を除く。以下この章において同じ。）の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2
略

(組合に対する監督)

第九十八条 略

25 略

6 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7
略

(技術的援助の請求)

第一百一条 組合、組合を設立しようとする者、個人施行者又は個人施行者となろうとする者は、国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、マンション建替事業の施行の準備又は施行のために、それぞれマンション建替事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(公営住宅への入居)

第一百八条 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。)を公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた認定賃借人居住安定計画(第一百七条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。

以下この節において同じ。）に定められた計画賃貸住戸（以下「認定賃貸住戸」という。）の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

3 略

（市町村借上住宅への入居）

第二百一十一条 略

2 略

3 国は、市町村が前項において準用する第十九条第三項の規定により市町村借上住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

（移転料の支払）

第二百二十二条 賃借人居住安定計画の認定を受けた住戸賃貸人（以下「認定賃貸人」という。）は、認定賃借人が認定賃貸住戸から認定賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅へその住居の移転（当該認定賃借人居住安定計画において再建マンションの部分が賃借人代替住宅として定められている場合にあつては、当該認定賃借人居住安定計画に定められた仮住居から当該賃借人代替住宅への移転を含む。）をする場合においては、当該認定賃借人に対して、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、通常必要な移転料を支払わなければならない。

（費用の補助）

第二百二十三条 略

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(不服申立て)

第二百二十六条 略

2 略

3 第四百四条第一項、第七百七条第一項、第一百一十一条第一項(第一百六条において準用する場合を含む。)、第一百二十二条第一項及び第一百十五条第一項の規定による処分による不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

(大都市等の特例)

第二百二十八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)(において、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。))の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第二百二十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。